

社会福祉法人みんなのえがお役員等報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みんなのえがお（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員及び役員をいう。
- (3) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等の費用は、別表に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるも

のとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日（評議員会の議決日）から施行する。

別表 費用（第4条第1項関係）

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席 （公共交通機関利用）	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 （公共交通機関利用なし）	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、 1人37円/km。ただし、2km未満は、0円とする。）
県内外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額